

B 増改築等の場合の要件

要件							
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。						
2	増改築等に係る工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われたもので、一定の工事に該当することについて次のいずれかの書類により証明されたものであること。 <table border="1"> <tr> <td>a</td><td>確認済証の写し</td></tr> <tr> <td>b</td><td>検査済証の写し</td></tr> <tr> <td>c</td><td>増改築等工事証明書</td></tr> </table>	a	確認済証の写し	b	検査済証の写し	c	増改築等工事証明書
a	確認済証の写し						
b	検査済証の写し						
c	増改築等工事証明書						
3	増改築等に係る工事に要した費用の額が100万円以上であること。 また、増改築等の工事に要した費用の額の2分の1以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものであること。						

（注）「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（㉠-1（35ページ）又は㉠-2（37ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税」の適用

問： 私は平成26年中に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受け、その資金で省エネ等住宅（60ページ参照）を購入しました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられますか。

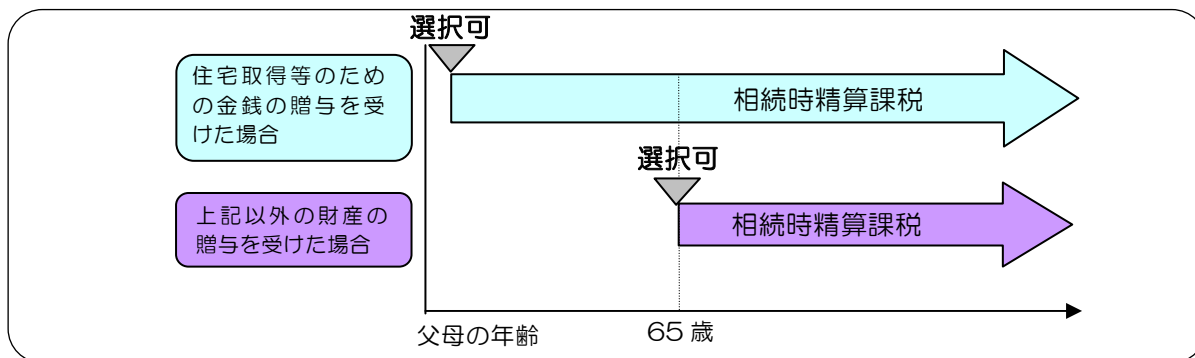
答： 省エネ等住宅を購入された場合の非課税限度額は、受贈者1人について1,000万円が限度となります（60ページの「○ 受贈者ごとの非課税限度額」参照）ので、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2人）のうち1,000万円について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、「住宅取得等資金の非課税」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくら適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

3 相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成15年1月1日から平成26年12月31日までの間に、原則として父母からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の1月1日において65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「イ 受贈者の要件」（60ページ参照）の2、6、7、8及び9の要件のいずれにも該当する必要があります。

要	件
贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（贈与者は受贈者の直系尊属）である推定相続人であること。	

ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含み、「住宅用の家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともにするその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

また、対象となる住宅用の家屋は日本国内にあるものに限られます。

A 新築又は取得の場合の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「A 新築又は取得の場合の要件」（61 ページ参照）の2の要件に該当する必要があります。

要	件
新築又は取得した住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

B 増改築等の場合の要件

下記の要件のほか「住宅取得等資金の非課税」の「ロ 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の要件」の「B 増改築等の場合の要件」（62 ページ参照）の2及び3の要件に該当する必要があります。

要	件
増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（マンションなどの区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）が50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。	

（注）「新築」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

また、「増改築等」には、贈与を受けた年の翌年3月15日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合であっても、贈与を受けた年の翌年3月15日までにその引渡しを受けていなければ、この特例の適用を受けることはできません。

ハ 申告の手続

この特例は、贈与税の申告書の提出期間内（5 ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（㊸-1（39 ページ）又は㊸-2（41 ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

Q & A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成25年中に父（満59歳）から住宅取得のための資金として2,000万円の贈与を受け、平成25年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税」と「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成26年中に父から、自動車の購入資金として300万円の贈与を受けました。
私の平成26年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が65歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 「住宅借入金等の金額」
 - 2 住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、「その贈与の特例を受けた部分の金額」を差し引いた額（注2）
- （注）1 1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。
- 2 平成23年6月30日以後に住宅の取得等に関する契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

《適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税」又は「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けて平成26年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成28年2月29日（月）までに、平成26年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成26年分の贈与税の申告で、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の1又は2の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 「平成27年3月15日までに住宅用の家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「平成27年3月15日までに住宅用の家屋の新築に係る工事が完了（その工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限り。）していない人」が、平成27年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合
- 2 「平成27年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「平成27年3月15日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限り。）していない人」が、平成27年12月31日までにその住宅用の家屋に居住していない場合

4 震災に係る住宅取得等資金の非課税

（1）特例の概要

①東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた人（居住しようとしていた人を含みます。）が、平成23年3月11日から平成26年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金（60ページ参照）の贈与を受けた場合又は②警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた人が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

○ 受贈者ごとの非課税限度額

住宅の種類	非課税限度額
省エネ等住宅（60ページ参照）	1,500万円
上記以外の住宅	1,000万円

（注）1 既に震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。

2 一定の要件については、住宅取得等資金の非課税（60ページ）と異なる部分がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

3 平成23年分以前の年分において、住宅取得等資金の非課税（60ページ）の適用を受けた人であっても、新たに贈与を受けた住宅取得等資金について原則として震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。

ただし、平成24年分以後の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税（60ページ）の適用を受ける人（又は受けた人）は重ねて震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

（2）適用要件

この特例の適用を受けるためには、チェックシート◎-1（42ページ）又は◎-2（44ページ）に掲げる要件に該当する必要があります。

また、この特例は、贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（◎-1（43ページ）又は◎-2（45ページ）の添付書類一覧参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。